

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	1) 貸出支援について 使用方法の説明は、現地で行う必要がありますか。	使用方法の説明は、現地で行う必要があります。
2	(2) 専門家派遣支援について 立入検査等に係る支援とは、専門家を派遣して実際の立入検査に同行して事前調査に関するポイント等のアドバイスをいただくことを想定しているがよろしいでしょうか。立入検査以外での支援も想定されますか。	法令に基づく立入検査のほか、地方公共団体が独自に実施しているパトロールなども想定しています。
3	(2) 専門家派遣支援について 派遣に当たって、請負業者が随行する必要がありますか。	請負者が必ずしも随行する必要はありません。
4	(2) 専門家派遣支援について 「事前調査等」には事前調査のほかに何が含まれますか（例えば保護衣や防じんマスクを着用して負圧隔離養生内に入る等の作業はありますか。その場合は保護具の調達等が別途必要になるかと思えます。そのような費用を請負者側で確保する必要がありますか。）。	事前調査のほか、隔離養生等の確認時、事後調査も想定しています。また、例示のあったことについてはご認識の通りです。
5	(2) 専門家派遣支援について 事前調査等に係る専門家としては、例として調査者団体の方等の派遣が考えられますが、派遣する専門家に求められるレベル等の目安はありますか。	調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者等であって、現場経験が豊富であり且つ、地方公共団体及び事業に対して適切な助言ができるレベルを想定しています。
6	(2) 専門家派遣支援について 都道府県等との調整を含め、謝金や交通費分を含めた形で業務を再委託することは可能ですか。	事前に「再委任等承認申請書」を環境省に提出し、あらかじめ書面による承認をうけた場合に限り、再委任することができます。また、再委託先との契約も書面による承認をうけた後でなければなりません。
7	(2) 専門家派遣支援について 都道府県等による依頼が丸1日だった場合、遠方では日帰りが難しいことが想定されます。移動を含め1人が2日対応した場合は2名とカウントできますか。	実際に指導助言等を行っていない場合は日数に含めることはできません。